介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書

　　　　　　　　　　 　　　（以下、「利用者」という。）と井原市地域包括支援センター（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約します。

　第１条（契約の目的）

　　　事業者は、介護保険に関する法令及び井原市介護予防ケアマネジメント実施要綱に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者、その他の事業者、関連機関との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

　２　事業者は、前項の目的を達成するため、利用者の同意を得て、その業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

第２条（契約期間）

　　　この契約の有効期間は、契約の日から第８条に掲げる終了の条件に該当するときまでとします。ただし、契約の日において要介護認定を受けている場合の有効期間開始日は、要介護認定の有効期間満了日の翌日からとします。

　第３条（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者）

　　　事業者は、利用者への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者を選任し、その選任又は交代を行う場合は、利用者にあらかじめ連絡します。

　第４条（介護予防ケアプランの作成等）

　　　担当者は次に定める事項を行い、利用者が介護予防サービス等を適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、介護予防ケアプランの作成等を行います。

　　(1)　介護予防ケアプランの作成

　 (2)　サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供

　 (3)　サービスの実施状況の把握及び介護予防ケアプラン等の評価

　　(4)　介護サービス等に関する相談・説明

　　(5)　利用者が介護予防サービス等を適切に利用するために必要と判断したときの、関連する医療機関及び利用者の主治医との連携

　　(6)　利用者が介護予防サービス等を利用するときに、その財産管理や権利擁護について問題が発生した場合の関連機関への連絡

　第５条（介護予防ケアプランの変更）

　　　事業者は、介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合又は利用者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合には、利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって介護予防ケアプランを変更することとします。

　第６条（要介護認定又は要支援認定にかかる申請の援助）

　　　事業者は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定又は要支援認定の申請に必要な援助を行います。

　第７条（サービス提供の実施記録等）

　　　事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を作成することとし、これを第８条に定める契約の終了後５年間保管します。

　２　利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。

　３　事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申出があった場合には、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

　第８条（契約の終了）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 　　 　 　利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の３０日前までに解約を申し入れること　　　により、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。

　２　利用者は、前項の規定にかかわらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

３ 事業者は、利用者又はその家族等が介護支援専門員等に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

４ 以下に該当した場合には、この契約は自動的に終了します。

　　(1)　利用者が死亡等により被保険者の資格を喪失したとき

　　(2)　利用者の要介護認定区分が、要介護認定と認定されたとき

　　(3)　基本チェックリストによる事業対象者とならないまま、要支援認定の有効期間が終了したとき

(4)　利用者からの申請により、事業対象者の認定を取消したとき

　　(5)　利用者が介護保険施設等へ入所したとき

５ 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録の写しの引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡等の連絡調整を行うものとします。

第９条（秘密保持）

　　　事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

　２　事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

　３　事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第１０条（賠償責任）

　　　事業者は、作成した介護予防ケアプランに伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第１１条（苦情対応）

　　　事業者は、作成した介護予防ケアプランに苦情があった場合又は事業者が作成した介護予防ケアプランに基づいて提供された介護予防サービス等に関する苦情及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。

　２　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにします。

第１２条（身分証携行義務）

　　　介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、身分証を提示します。

　第１３条（信義誠実の原則）

　　　利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

２　この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第１４条（裁判管轄）

　　　利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

令和　　年　　月　　日

利　用　者 　住　所　 井原市

　 　 　　　　 氏　名　　　 　　　 　　　　　　 　　印

　　　　　 電　話

上記代理人（代理人を選定した場合）

　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　 氏　名　　　　 　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　 電　話

利用者との関係（続柄）

　　　 　　　　　　　　事　業　者　　住 所　井原市井原町３１１番地１

　　　　　　　　　　 名 称　井原市地域包括支援センター

代表者　井原市長　大　舌　　　勲　　 印

　　　　　　 　　　 電 話　０８６６－６２－９５５２